

マイナ手続きポータルから申請した 年金記録等の見方

東京都職員共済組合

令和7年4月版

2 年金見込額

年金見込額は、公務員共済組合期間に係る公的年金の見込み額を確認できます。

① 作成年月日：令和 7年 3月31日		
年金見込額		
年金を受けられる年齢	- 歳到達時	65 歳到達時
老齢厚生年金	(報酬比例部分) 0円	(報酬比例部分) 908,327円
		(経過的加算部分) 203円
経過的職域加算	0円	35,772円
老齢基礎年金		345,100円
② 年金額合計	0円	1,289,402円

加入期間合計	16年 11月	(203月)
--------	---------	--------

※加入期間合計は、現職の場合60歳の誕生日の前日まで算入しています。

① 作成年月日

システムが帳票を作成した日を表示しています。

② 年金見込額

組合員の方は60才まで在職していると仮定した場合の見込額を、過去に組合員であった方は、加入されていた公務員共済組合期間に係る見込み額を表示しています。

③【公務員共済期間に係る平均標準報酬月額・平均標準報酬額・年金額算定期間】

平成15年3月までの平均標準報酬月額①	235,601円	平成15年3月までの加入月数⑥	42月
平成15年3月までの平均給料月額②	235,600円	平成15年4月から現在までの加入月数⑦	263月
平成15年4月から現在までの平均標準報酬額③	545,722円	平成15年4月から平成27年9月までの加入月数⑧	150月
平成15年4月から平成27年9月までの平均給与月額④	420,068円	平成15年4月から60歳までの加入月数⑨	388月
平成15年4月から60歳までの平均標準報酬額⑤	554,871円		

④ 支給開始年齢

⑤【将来受給予定の特別支給の老齢厚生年金及び経過的職域加算額の見込額】

1 | これまでの加入実績 に応じた公務員共済期間に係る公的年金の見込額の計算

⑥ 老齢厚生年金

報酬比例部分	平成15年3月までの平均標準報酬月額①	×	給付乗率	×	平成15年3月までの加入月数⑥	=	平成15年3月までの期間に係る年金額	
	<input type="text" value="235,601円"/>		<input type="text" value="7.125 /1000"/>		<input type="text" value="42月"/>		<input type="text" value="70,504円"/>	A
	平成15年4月から現在までの平均標準報酬額③	×	給付乗率	×	平成15年4月から現在までの加入月数⑦	=	平成15年4月から現在までの期間に係る年金額	
	<input type="text" value="545,722円"/>		<input type="text" value="5.481 /1000"/>		<input type="text" value="263月"/>		<input type="text" value="786,660円"/>	B

⑦ 経過的加算額 I A+B+I ⇒

⑧ 経過的職域加算額

報酬比例部分	平成15年3月までの平均給料月額②	×	給付乗率	×	平成15年3月までの加入月数⑥	=	平成15年3月までの期間に係る年金額	
	<input type="text" value="235,600円"/>		<input type="text" value="1.425 /1000"/>		<input type="text" value="42月"/>		<input type="text" value="14,101円"/>	C
	平成15年4月から平成27年9月までの平均給与月額④	×	給付乗率	×	平成15年4月から平成27年9月までの加入月数⑧	=	平成15年4月から平成27年9月までの期間に係る年金額	
	<input type="text" value="420,068円"/>		<input type="text" value="1.096 /1000"/>		<input type="text" value="150月"/>		<input type="text" value="69,059円"/>	D

C+D ⇒

⑨ 65歳から支給される老齢基礎年金額

基礎年金額	×	公務員共済期間	÷	加入可能期間	=	公務員共済期間に係る基礎年金額
<input type="text" value="816,000円"/>		<input type="text" value="305月"/>		<input type="text" value="480月"/>		<input type="text" value="518,500円"/>

合計 ⇒

③ 平均標準報酬月額／平均標準報酬額

平均標準報酬月額とは、「被保険者であった期間の標準報酬月額の合計」を「被保険者であった期間の月数」で割った額で、年金額の計算の基礎となるものです。平均標準報酬月額の算出に当たっては、過去の標準報酬月額については、現在の価値に換算するため、実際の標準報酬月額に再評価率をかけて計算しています。

なお、平成15年4月の総報酬制導入以後の期間は、過去の標準報酬月額と賞与を合算した額となり、「平均標準報酬額」と呼ばれます。

④ 支給開始年齢

老齢厚生年金、および老齢基礎年金の支給開始年齢です。老齢厚生年金および老齢基礎年金は、法律上 65 歳から支給開始となりますが、生年月日に応じて、60 歳台前半に経過措置である「特別支給の老齢厚生年金」が支給される場合もあります。

⑤ 年金額の算定式

年金額の算定式は、年金受給開始時点の計算式を表示しています。このため、65 歳未満で年金受給開始となる方は、該当年齢到達時点の計算式を、65 歳に年金受給開始となる方は、65 歳到達時点の計算式を表示しています。

⑥ 老齢厚生年金

厚生年金に加入していた人が、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたときに、65 歳から老齢基礎年金に上乘せして受ける年金です。年金額は、「平均標準報酬月額×給付乗率×加入月数」で計算されます。

⑦ 経過的加算

特別支給の老齢厚生年金は、定額部分と報酬比例部分を合算して計算します。65 歳以降の老齢厚生年金は、それまでの定額部分が老齢基礎年金に、報酬比例部分が老齢厚生年金に相当します。しかし、当分の間は老齢基礎年金の額より定額部分の額のほうが多いため、65 歳以降の老齢厚生年金には定額部分から老齢基礎年金を引いた額が加算されます。これを経過的加算といい、65 歳以降も 60 歳台前半からの年金額が保障されることとなります。

⑧ 経過的職域加算

平成 27 年 9 月までの組合員期間がある方については、経過措置として、その期間に応じた職域部分の年金が、経過的職域加算として支給されます。

⑨ 老齢基礎年金

国民年金に原則として 10 年以上加入した人が 65 歳から受ける、全国民に共通した年金です。年金額は 40 年加入した場合が満額となり、加入年数がそれに満たない場合は、その期間に応じて減額されます。

③ 保険料納付額（標準報酬月額）

標準報酬月額をもとにした保険料納付額は、保険料率を乗じた上で、円位未満を切り捨て、月数を乗じた額です。

④ 標準賞与額

給料支給時期に該当する標準賞与額です。

賞与とは、いかなる名称であるかを問わず、労働の対価として受けるすべてのもののうち、3ヶ月を超える期間ごとに受けるもののことをいいます。その月に支払われた賞与額の1,000円未満を切り捨てた額を標準賞与額とします。支給1回につき、標準賞与額の上限は150万円です。

⑤ 保険料納付額（標準賞与額）

標準賞与額をもとにした保険料納付額は、標準賞与額に保険料率を乗じて、円位未満を切り捨てた額です。

4 標準報酬月額等の記録

標準報酬月額等の記録は、これまでの標準報酬月額及び標準報酬賞与額を直近 100 件まで確認できます。

① 作成年月日 : 令和 7年 3月 31日 頁数 : 1 / 2			標準報酬月額等の記録		
支給時期	② 標準報酬月額	③ 標準賞与額	支給時期	標準報酬月額	標準賞与額
平成11年10月～平成11年12月	(174,800円) 218,500円	0円	平成18年03月	() 0円	53,000円
平成12年01月～平成12年03月	(183,100円) 228,875円	0円	平成18年04月～平成18年12月	(233,400円) 291,750円	0円
平成12年04月～平成12年12月	(175,776円) 219,720円	0円	平成18年06月	() 0円	604,000円
平成13年01月～平成13年03月	(183,936円) 229,920円	0円	平成18年12月	() 0円	618,000円
平成13年04月～平成13年12月	(183,936円) 229,920円	0円	平成19年01月～平成19年12月	(231,000円) 288,750円	0円
平成14年01月～平成14年03月	(192,192円) 240,240円	0円	平成19年03月	() 0円	60,000円
平成14年04月～平成14年07月	(200,200円) 250,250円	0円	平成19年06月	() 0円	601,000円
平成14年08月～平成14年12月	(192,192円) 240,240円	0円	平成19年12月	() 0円	615,000円
平成15年01月～平成15年03月	(201,292円) 251,615円	0円	平成20年01月～平成20年03月	(228,700円) 285,875円	0円
平成15年04月～平成15年09月	(201,292円) 251,615円	0円	平成20年03月	() 0円	89,000円

① 作成年月日

システムが帳票を作成した日を表示しています。

② 標準報酬月額

支給時期に該当する標準報酬月額です。標準報酬月額が、最高限度額又は最低限度額に該当する場合、金額の後ろに「*」が付加されます。

なお、昭和 56 年 4 月から平成 27 年 9 月までの標準報酬月額については、給料月額に手当率 1.25 (特別職は 1.00) を乗じて得た額を表示し、上段の()内に給料月額を併記しています。※

※国家公務員であった期間の標準報酬月額については、手当率を乗じないため上下段とも同額を表示しています。

③ 標準賞与額

支給時期に該当する標準賞与額です。標準賞与額が、最高限度額又は最小限度額に該当する場合、金額の後ろに「*」が付加されます。

なお、平成 27 年 9 月までの標準賞与額については、平成 15 年 4 月以降の期末手当等の額 (千円未満切捨て) を表示しています。

5 給付算定基礎額残高

給付算定基礎額残高は、過去1年間の給付算定基礎残高の履歴が確認できます。

① 作成年月日：令和7年4月11日

給付算定基礎額残高

入金期月	② 標準報酬月額	③ 付与額	④ 利息	⑤ 給付算定基礎額残高
2024/03	380,000円	5,700円	33円	578,889円
2024/04	380,000円	5,700円	34円	584,623円
2024/05	380,000円	5,700円	34円	590,357円
2024/06	380,000円	5,700円	34円	596,091円
2024/07	380,000円	5,700円	35円	601,826円
2024/08	380,000円	5,700円	35円	607,561円
2024/09	380,000円	5,700円	35円	613,296円
2024/10	380,000円	5,700円	133円	619,129円
2024/11	380,000円	5,700円	135円	624,964円
2024/12	380,000円	5,700円	136円	630,800円
2025/01	380,000円	5,700円	137円	636,637円
2025/02	380,000円	5,700円	139円	642,476円

※過去1年間の給付算定基礎額残高を表示しています。
 ※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。

年金払い退職給付加入期間		9年 5月
⑥ 付与率	令和06年03月～令和07年02月	1.500%
⑦ 基準利率 (年率)	令和06年03月～令和06年09月	0.070%
	令和06年10月～令和07年02月	0.260%

① 作成年月日

システムが帳票を作成した日を表示しています。

② 標準報酬月額

報酬とは、基本給のほか役付手当、通勤手当、残業手当などの各種手当を加えたもので、臨時に支払われるものや3ヶ月を超える期間ごとに受ける賞与等を除いたものをいいます。報酬月額を1等級(8万8千円)から32等級(65万円)までの32等級に分け、その等級に該当する金額を標準報酬月額といいます。標準報酬月額は原則として年に一度見直されます。

なお、給付算定基礎残高履歴における標準報酬月額は、同月に受けた期末手当等の額を含みます。

③ 付与額

標準報酬月額に対して、付与率を乗じて得た額です。

④ 利息

前月の給付算定基礎額残高と当月の付与額に対して、下表の基準利率（1カ月換算）を乗じて得た額です。

⑤ 給付算定基礎額残高

前月までの給付算定基礎額残高に対して、付与額および利息を加えて得た額です。

⑥ 付与率

付与額を算出するために標準報酬月額に乘じる率です。

地方公務員共済組合連合会の定款において定められています。

⑦ 基準利率

利息を求めるための率です。

地方公務員共済組合連合会の定款において定められています。